

## 当面の検討事項について

環境部会においては、2004年に政府の「地球温暖化対策推進大綱」の評価・見直しが行われること等を勘案し、当面、社会資本整備分野における地球温暖化対策についての検討を行うものとする。

(参考1)

< 議決事項 >

環境部会の設置について

社会資本整備に関する環境政策について調査審議するため、下記により審議会に環境部会を設置する。

記

- 1 . 社会資本整備審議会令（平成12年政令第299号）第7条第1項の規定により、審議会に環境部会を置く。
- 2 . 環境部会は、社会資本整備に関する環境政策の総合的かつ基本的な考え方について調査審議する。

(参考2)

# 社会資本整備審議会組織図

